

相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例

昭和39年10月6日
条例第94号

改正 昭和40年10月5日条例第40号 昭和45年3月31日条例第18号
昭和54年3月10日条例第17号 平成10年3月27日条例第20号
平成17年3月29日条例第62号 平成20年7月22日条例第40号
平成22年10月22日条例第69号

相模湖、津久井湖等の水域における行為の規制に関する条例をここに公布する。

相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例

題名改正〔昭和40年条例40号・54年17号・平成10年20号〕

(目的)

第1条 この条例は、相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における舟艇の運航等の行為を規制することにより、これらの水域における危険の防止を図り、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

一部改正〔昭和40年条例40号・54年17号・平成10年20号〕

(行為の制限等)

第2条 次に掲げる水域においては、水泳、水浴若しくは水上スキーをし、又は舟艇、いかだその他これらに類する物を運航し、係留し、若しくは浮遊させてはならない。

- (1) 相模川水系相模川における山梨県との県境から小倉橋上流端までの水域
(2) 相模川水系相模川における寒川取水えん堤上流端の上流800メートルから神川橋上流端までの水域

ぜき

- (3) 相模川水系相模川における相模大堰上流端の上流170メートルから相模川水管橋橋脚下流端までの水域
(4) 相模川水系秋山川における秋川橋上流端の上流1,600メートルから下流の水域
(5) 相模川水系道志川における道志橋上流端の上流500メートルから下流の水域
(6) 酒匂川水系酒匂川における飯泉橋橋脚上流端から東海道本線橋りょう橋脚下流端までの水域
(7) 酒匂川水系河内川における中川橋上流端の上流300メートルから松ヶ山副えん堤下流端までの水域
(8) 酒匂川水系玄倉川における新立間えん堤下流端から下流の水域
(9) 酒匂川水系世附川における世附川橋上流端の上流270メートルの床止えん堤上流端から下流の水域

2 次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、前項の規定は適用しない。

- (1) 神奈川県立相模湖漕艇場条例（昭和38年神奈川県条例第40号）に規定する漕艇場の施設等の利用について承認を受けた場合
(2) 漁業権に基づき漁業を営む場合
(3) 非常災害その他で緊急やむを得ない場合

(4) その他知事が特に許可した場合

3 知事は、前項第4号の規定による許可について危険の防止その他公益上必要な条件を付することができる。

一部改正〔昭和40年条例40号・54年17号・平成10年20号・17年62号・22年69号〕

(立入禁止区域)

第3条 何人も、次に掲げる水域には、立ち入つてはならない。ただし、ダムの管理上必要がある場合及び非常災害その他で緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 相模ダム上流端から上流に向かつて200メートル、下流に向かつて700メートル以内の水域
- (2) 沼本ダム上流端から上流及び下流に向かつてそれぞれ200メートル以内の水域
- (3) 城山発電所放水塔を中心とする半径200メートル以内の水域
- (4) 城山ダム上流端から上流に向かつて200メートル及び下流に向かつて床止めの下流端までの水域
- (5) 小倉橋上流端から上流に向かつて294メートルの同橋に平行する線と左岸の水際線とが交わる点と小倉橋上流端から上流に向かつて198メートルの同橋に平行する線と右岸の水際線とが交わる点とを結ぶ線から小倉橋上流端から上流に向かつて100メートルの同橋に平行する線までの水域
- (6) 三保ダム測水塔連絡橋下流端から下流に向かつて30メートルの同橋に平行する線と左岸の水際線（常時満水位における水際線をいう。以下この号及び次号において同じ。）とが交わる点とその点から北東100メートルの同一水平線上の点とその点から東南東250メートルの同一水平線上の点とその点から南南西上の線と左岸の水際線とが交わる点とを順次に結んだ線と左岸の水際線とによって囲まれる水域
- (7) 落合発電所放流水たき部上流端と水際線とが交わる点から東北東20メートルの同一水平線上の点とその点から南150メートルの同一水平線上の点とその点から西100メートルの同一水平線上の点とその点から北西上の線と右岸の水際線とが交わる点とを順次に結んだ線と右岸の水際線とによって囲まれる水域
- (8) 三保ダムこう水吐管理橋上流端から上流に向かつて200メートルの同橋と平行な線から松ヶ山副えん堤下流端までの水域

一部改正〔昭和45年条例18号・54年17号〕

(許可の取消し等)

第4条 知事は、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は公益上特に必要があると認めるときは第2条第2項第4号の規定による許可を受けた者に対し、その許可を取り消し、行為の中止を命じ、又は不適当と認められる物の全部若しくは一部の撤去を命ずることができる。

一部改正〔昭和40年条例40号〕

(関係職員による指示)

第5条 知事が指定した職員（以下「関係職員」という。）は、第2条又は第3条の規定に違反している者があるときは、その者に当該行為をやめるよう指示することができる。

2 関係職員は、前項の指示をするときは、その身分を示す証票を提示しなければならない。

(罰則)

第6条 前条第1項の規定による関係職員の指示に従わなかつた者は、3万円以下の罰金に処する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年10月10日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 神奈川県相模湖取締条例（昭和23年神奈川県条例第111号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例施行前になされた旧条例第5条又は第11条の規定による許可の申請は、この条例第2条第2項第3号の規定による許可の申請とみなす。

4 この条例施行の際、旧条例第5条又は第11条の規定により行なつた許可その他の処分で現に効力を有するものは、この条例第2条の規定に基づく許可その他の処分とみなす。

5 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

(検討)

6 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例69号〕

附 則（昭和40年10月5日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月31日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月10日条例第17号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日条例第20号）

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成10年6月規則第67号で、同10年7月1日から施行）

附 則（平成17年3月29日条例第62号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 指定等の日以前に旧条例第5条又は附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第5条の規定により利用券の交付を受けた場合は、この条例による改正後の相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例第2条第2項第1号に規定する承認を受けた場合とみなす。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月22日条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。